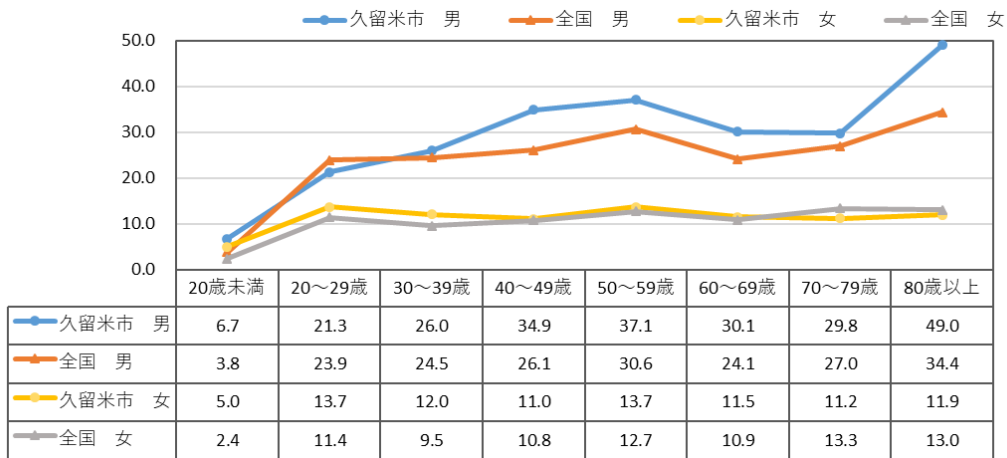


## こども・若者の自殺の現状と対策の状況

## 1 こども・若者の自殺の現状

## (1) 性・年代別自殺死亡率の推移（平成29年～令和3年合計）

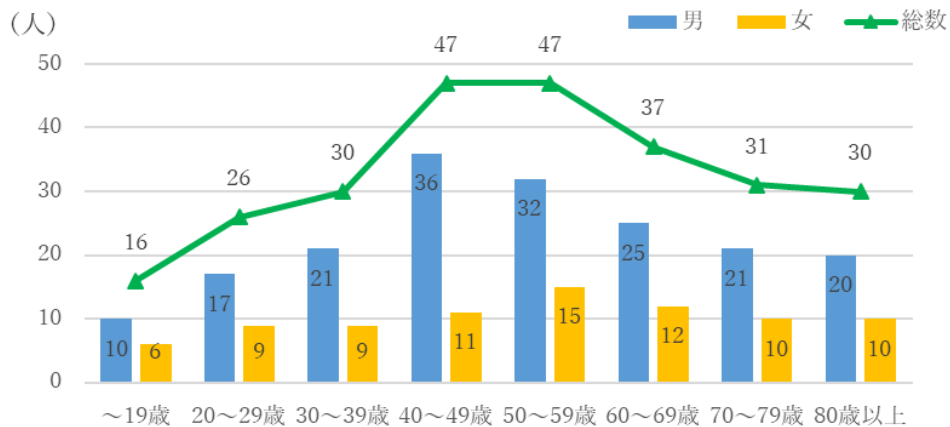
男性は、20歳代を除く全世代で全国男性の自殺死亡率を上回っています。女性は、60歳代までのすべての年代で全国を上回っており、特に20歳未満の世代では全国の上自殺死亡率の2倍となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料

## (2) 性・年代別自殺者数（平成29年～令和3年合計）

性・年代別にみると40歳代男性が36人で最も多く、次いで、50歳代男性、60歳代男性となっています。男女比は7：3となっています。



資料：人口動態統計

## (3) 年齢階級別における死因別順位・自殺の割合（平成29年～令和3年累計）

年代別の死因順位をみると、10歳～29歳、35歳～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっています。若い世代は、全体の死亡における自殺の割合も高く、特に15歳～24歳の年代は、5割を超えています。

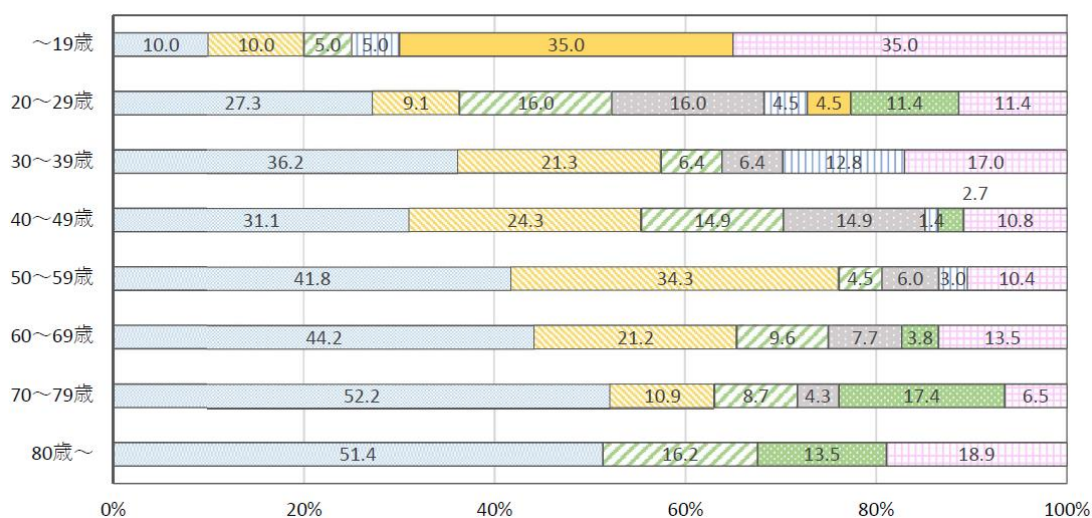
年齢階級	第1位	第2位	第3位	自殺の割合 (%)
10～14歳	自殺	悪性新生物・神経系疾患		37.5
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物・他に分類されないもの	72.2
20～24歳	自殺	神経系疾患	不慮の事故	56.7
25～29歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	30.0
30～34歳	悪性新生物	自殺	不慮の事故	27.5
35～39歳	自殺	悪性新生物	循環器系疾患	32.2

資料：人口動態統計

#### (4) 性・年代別の原因・動機別構成割合（平成29年～令和3年合計）

自殺の原因・動機を年代別にみると、20歳未満では「学校問題」と「不詳」が同じ割合で最も多くなっています。20歳代・30歳代は「健康問題」が最も多く、次いで20歳代では「家庭問題」と「勤務問題」が多く、30歳代では「経済・生活問題」が多くなっています。

□健康問題 □経済・生活問題 □家庭問題 □勤務問題 □男女問題 □学校問題 □その他 □不詳



資料：地域における自殺の基礎資料

## 2 こども・若者の自殺対策の状況

久留米市では「第2期自殺対策計画」において、子ども・若者に対する取組を重点施策として挙げて対策を進めています。

他の年代に比べ、特に20歳未満の自殺の原因動機別構成割合では「不詳」が多くなっています。このことから、子ども・若者が抱えている生きづらさを他者に伝えられるよう、また、受け止められる環境づくりを進めています。また、子ども・若者が抱える問題の解決に向けた相談・支援の充実と早期に支援につながるような強化を行っています。

(1) 子ども・若者を守る教育・啓発の推進（主要な事業）

事業・取組	事業の方向性
SOSの出し方教育 (児童・生徒向け)	市立小中高校等の児童生徒に対し、児童生徒が自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にSOSを出せるようになるためのSOSの出し方教育を実施する。
SOSの出し方教育 (教職員向け)	市立小中高校等の教職員に対し、教職員が自殺対策の意識を高め、生徒から出されたSOSを受け止め、適切な支援につなげられるようになるための研修を実施する。
保護者と学ぶ規範意識育成事業	市立小中高校等の児童生徒や保護者に対し、児童生徒の判断力や実践力の向上等に向けた講演会を実施し、インターネットによるいじめ等を防止することで、いじめ等による孤立・孤独を防ぐ。
若者向けメンタルヘルス研修会	高校卒業後の若者に対し、自己肯定感の向上を図り、自殺の危機因子を減らすための対処法を身につけるゲートキーパー研修を実施する。
児童生徒に対する相談制度等の周知啓発	夏休み明けメンタル不調予防として、夏休み前の時期に全中学生保護者向けチラシ配布等、タイムリーで適切な方法による啓発を行う。

(2) 子ども・若者が抱えやすい課題への支援（主要な事業）

事業・取組	事業の方向性
結らいん	18歳までの子どもに対し、周囲に相談しにくい学校や家庭の悩み、思春期特有の不安等を解消できるよう、子ども専用の無料電話相談及びメール相談を行う。
若者相談支援事業	様々な困難を抱える若者（概ね中学卒業後～39歳）を対象にした相談窓口「みらくる」を設け、関係機関・団体等と連携協力しながら、若者が社会生活を円滑に営むことができるようひとり一人に寄り添った支援を行い、若者が孤立・孤独の状況になることを防ぐ。
いじめ問題への対応	いじめの早期発見・早期対応リーフレットの配布や定期的な無記名アンケートの実施・教育相談、関係機関の連携及び校内組織の活用等により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努め、子どもがいじめで追い込まれることを防ぐ。
子ども食堂支援事業	地域の子どもに対し、食事の提供を行う子ども食堂の支援を通じて、子どもの生活習慣の取得や地域との交流等の場となる、子どもの居場所づくりを進める。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	親の就労等により、夜間に子どもだけで過ごさざるを得ないひとり親家庭等の小中学生を対象に、落ち着いて学び、楽しく食事をする事ができる居場所を設け、学習・生活の面から子どもの育ちを支援する。
子どもの学習・生活支援事業	子どもの貧困の連鎖を防ぎ、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されないことがないよう、子どもの学力・社会性の向上、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善を図る。

※その他の事業・取組としては、こころの健康相談、こころの相談カフェ、要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点運営事業、ヤングケアラー支援事業、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援、不登校対応の推進があります。